資料４

条例指定特定非営利活動法人

（条例指定ＮＰＯ法人）

更新申出の手引

令和２（２０２０）年８月

大　　　　阪　　　　府

１　更新申出期間

◇　指定を受けた日により、次表の更新申出期間に申し出を行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 | 指定を受けた日 | 更新申出期間 |
| 特定非営利活動法人大阪ＮＰＯセンター | 平成27年11月２日 | 令和２年２月２日～令和２年５月２日 |
| 特定非営利活動法人Ｈｏｍｅｄｏｏｒ | 平成28年３月29日 | 令和２年６月29日～令和２年９月29日 |
| 特定非営利活動法人プール・ボランティア | 平成29年11月13日 | 令和４年２月13日～令和４年５月13日 |
| 特定非営利活動法人茨木東スポーツクラブレッツ | 平成30年３月28日 | 令和４年６月28日～令和４年９月28日 |
| 認定ＮＰＯ法人大阪府高齢者大学校 | 平成30年10月30日 | 令和５年１月30日～令和５年４月30日 |
| 特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ | 平成31年３月20日 | 令和５年６月20日～令和５年９月20日 |
| ＮＰＯ法人大阪府北部コミュニティカレッジ | 令和元年10月30日 | 令和６年１月30日～令和６年４月30日 |

２　指定更新の流れ

（１）指定更新申出書の提出

（３）審議会での審査

（４）指定更新の結果通知

（２）審査と実態確認

指定を受けた日から５年を経過した日の９月前から６月前までの間に（上記表を参照）、条例指定の有効期間の更新申出書を大阪府へ提出してください。

　※ 必要書類は２ページ「４　更新申出書類等」を参照

審査は、書面審査のほか、聞き取り調査や法人事務所での実態確認を行います。

大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会を開催し、審査します。

更新申出法人の方にもご出席いただき、ヒアリングをさせていただきます。

指定更新されたとき、指定更新されなかったときにかかわらず、結果については、書面にて通知します。

３　実績判定期間

　要件の判定対象となる実績判定期間は、直前に終了した事業年度までの**５事業年度**です。

　詳細は『条例指定特定非営利活動法人(条例指定NPO法人) 制度の手引』（以下「制度の手引」という。）43ページをご確認ください。

４　更新申出書類等

更新申出書類等につきましては、「制度の手引」の書式編からダウンロードしてください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/danjo/shiminkouekizeisei/4goutop.html>

　　※ 書式編の１ページから２ページに、必要書類の一覧表が掲載されています

５　その他

（１）　指定の取消し

　　　更新申出期間内に、指定更新の申し出が行われなかったときは、指定の取消しの手続きを行います。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申し出をすることができないときは、この限りではありません。

（２）　認定との関係

　　　認定特定非営利活動法人は、次回の認定更新申請書を提出する前日において、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として都道府県又は市区町村の条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じていることにより、**条例個別指定法人**として、認定基準のうち一号基準（パブリック・サポート・テスト（ＰＳＴ）に関する基準）を満たし、認定を更新することが可能となります。